

社会福祉法人 つどいの家 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「どんなに重いしょうがいのある人も、地域社会で差別されることなく、いきいきと自立した地域生活ができるよう、自己実現の場を保障し、支援する」ことを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営
- (ハ) 障害児等療育支援事業の経営
- (ニ) 移動支援事業の経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人つどいの家という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者及び住民に対し、地域公益的な取組みを提供することにより、地域社会に積極的に貢献するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県仙台市若林区上飯田一丁目17番58号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運

営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行なう場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬については、無報酬とする。

2 評議員には、別に定める通り費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

（決議）

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議しなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事は、理事の中から理事長及び常務理事の候補者の推薦の提案をし、理事会の決議により選任する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行するとともに、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、理事会に報告する。また常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務の権限)

第21条 監事は、理事の業務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく、不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事及び監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において勤務実態に即し別に定める報酬等の支給の基準に従って支給できることとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する事業所長及びその他の管理者(以下「事業所長等」という。)、は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 事業所長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの

については理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選任及び解職
(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により選出する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 理事会に理事長が出席しなかったときは、出席した理事及び監事の全員が、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 地域生活支援諮問委員会

(地域生活支援諮問委員会の設置)

第31条 この法人が、地域社会の支援を受け、地域生活に必要な事業を円滑に遂行できるように、法人内に、地域生活支援諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員の定数)

第32条 委員会の委員は8名以上10名以内とする。

(委員の選任)

第33条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者から理事会の同意を得て、理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(委員の任期)

第34条 委員の任期は、第22条の規定を準用する。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(委員の定数の変更)

第35条 第32条に定める定数を変更しようとするときは、地域生活支援諮問委員の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第36条 理事長は、必要に応じて、委員会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 預金 3,000,000円
- (2) 宮城県仙台市若林区遠見塚二丁目226番地9号所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ピボット若林園舎1棟(172.79平方メートル)
- (3) 宮城県仙台市若林区上飯田一丁目49番地1所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺二階建つどいの家・コペル園舎(1,005.01平方メートル)
- (4) 宮城県仙台市泉区南光台東一丁目1番201所在のさくらはうす敷地(215.89平方メートル)
- (5) 宮城県仙台市泉区南光台東一丁目1番地201所在の木造合金メッキ鋼板葺二階建さくらはうす園舎1棟(142.83平方メートル)
- (6) 宮城県仙台市若林区上飯田一丁目49番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建つどいの家・コペル作業園舎1棟(66.24平方メートル)
- (7) 宮城県仙台市泉区南光台東一丁目35番156所在のひかりはうす敷地(198.93平方メートル)
- (8) 宮城県仙台市泉区南光台東35番地156所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建ひかりはうす園舎1棟(127.60平方メートル)
- (9) 宮城県仙台市太白区山田本町211番31所在のつどいの家・アプリ敷地(1,315.08平方メートル)
- (10) 宮城県仙台市太白区山田本町338番4所在のつどいの家・アプリ敷地(143平方メートル)
- (11) 宮城県仙台市太白区山田本町211番地31、338番地4所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺二階建つどいの家・アプリ園舎1棟(1,003.85平方メートル)

- (12) 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目101番地10、101番地11所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建仙台つどいの家園舎1棟(857.68平方メートル)
- (13) 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目101番地10、101番地11所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建仙台つどいの家パン工房めいふる園舎1棟(76.59平方メートル)
- (14) 宮城県仙台市泉区南光台三丁目160番地124所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建びぼつと南光台園舎1棟(145.74平方メートル)
- (15) 宮城県仙台市泉区南光台三丁目160番地124所在の軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建びぼつと南光台事務棟1棟(94.25平方メートル)
- (16) 宮城県仙台市若林区沖野三丁目727番1所在のひこうき雲敷地(229.09平方メートル)
- (17) 宮城県仙台市若林区沖野三丁目727番地1所在の木造スレート葺平家建ひこうき雲園舎(124.00平方メートル)

- 3 その他財産は基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第46条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資金のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る決議権の行使）

第45条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権

を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

（種別）

第46条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者家族支援等推進事業
- (2) 福祉有償運送事業
- (3) 介護員養成研修事業
- (4) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の承認を得なければならない。

（余剰金がでた場合の処分）

第47条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合には、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）

第48条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第49条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

（定款の変更）

第50条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人つどいの家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(法人設立当初の役員)

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 下郡山 徹 一

理 事 白 橋 宏一郎

理 事 鈴 木 善治郎

理 事 真 壁 平 馬

理 事 高 橋 治

理 事 狩 野 博

理 事 狩 野 光 人

理 事 中 山 成 基

理 事 下郡山 和 子

監 事 宮 澤 均

監 事 菅 井 満理子

(施行期日)

- 2 この定款は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成6年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成10年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成11年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成14年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成15年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成17年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成26年10月16日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、平成29年7月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、平成30年7月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、令和元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、令和2年7月15日から施行する。